

【平成26年度末に退職される方の健康保険の手続について】

組合員資格喪失・任意継続組合員加入の手続のご案内

今までお持ちの組合員証・被扶養者証は、必ず所属所に返却してください

平成26年度末に退職される方*（4月1日付けの人事異動により都共済・他共済へ転出し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失する方を含みます）は、平成27年4月1日以降、今までお持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなりますので、必ず所属所に返却してください。4月1日以降、医療機関等（病院、薬局等）で受診される場合は、窓口で新しい健康保険組合の保険証を提示してください。

なお、**誤って公立学校共済組合東京支部の組合員証等を使用されますと、当共済組合が負担した医療費の7割（一部8割又は9割）分と附加金等の給付金を全額返還していただきますので、ご注意ください。**

※定年退職後、**再任用フルタイム勤務**をする方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので、**所属所への組合員証等の返却は不要です**。引き続き、今までお持ちの組合員証や被扶養者証を医療機関等の窓口にご提示ください。



事務担当者の
皆さんへ

平成26年度末における組合員資格喪失届出等の手続は、昨年度と同様、**郵送又は都庁交換便による受付**を行います。来庁方式による受付は行いませんので、ご注意ください。詳細については、3月上旬に通知しました「平成26年度末における組合員資格喪失届出等の手続について」（平成27年3月2日付26公立東京給第1985号）をご確認ください。

任意継続組合員の加入申出期間にご注意ください！

任意継続組合員の加入申出期間は、「**退職の日から起算して20日を経過する日まで**」と定められています。平成26年度末で退職する方*のうち、2月に行った事前受付で申出をされていない方で、**再就職等をせずに「公立学校共済組合の任意継続組合員」を希望する方は**、下記の期間に都庁に**来庁して**手続を行ってください。**下記期間以降は、受付できません**のでご注意ください。

任意継続組合員証・被扶養者証は資格係窓口で即日交付いたします。

ご注意ください



受付期間
及び場所

平成27年4月1日(水)から平成27年4月17日(金)まで（閉庁日を除く）
都庁第二本庁舎29階 給付貸付課 資格係 窓口

※交換便・郵送では受付できません。

※島しょ地区及び他県にある所属所については郵送でも受付します。

（平成27年4月17日(金)資格係必着）

※定年退職後、**再任用フルタイム勤務**をする方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので**申出できません**。

◆詳細については、3月上旬に通知しました「平成27年度当初における任意継続組合員加入の手続について」（平成27年3月2日付26公立東京給第1986号）をご確認ください。

申出ができない方

次に該当する方は
任意継続組合員の申出を行う
ことができません。

- 再任用フルタイム勤務で働かれる方
- 再任用短時間勤務、再雇用、非常勤教員で働かれる方、民間会社等に再就職をする方で、**就職先の健康保険に加入される方**
- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の**前日**において、組合員期間が**1年未満の方**

問合せ先

資格喪失・任継加入手続について
給付貸付課資格係

03-5320-6826

医療費の返還請求について
給付貸付課短期給付係

03-5320-6827